

# 平成27年度 大阪陸協審判講習会及びAED講習会について

(日程表の他、登録・諸注意も必ずお読み下さい)

## 【1】審判講習会

### <日程表>

	対 象	日 程 (受付時間)	大 会 名	場 所
第1回	一般(①新規 ②継続 ③移籍)	4月12日(日) (AM8:00-8:30)	第2回大阪陸上競技記録会	ヤンマーフィールド長居
第2回	関西学連登録の学生のみ	4月26日(日) (AM8:00-8:30)	大阪陸上競技カーニバル	ヤンマーフィールド長居
第3回	一般(①新規 ②継続 ③移籍)	6月13日(土) (AM8:00-8:30)	第4回大阪陸上競技記録会 (中学生)	万博記念競技場
第4回	関西学連登録の学生のみ	6月21日(日) (AM8:00-8:30)	大阪実業団対抗陸上	ヤンマーフィールド長居

### <登 録>

- 講習会受講までに大阪陸協で個人または団体の登録をすませ、登録番号を取得しておいて下さい。
- 登録は必ず毎年行って下さい。特別な理由がなく登録をされない方は公認審判員の資格が消滅します。もし、1年以上登録されなければ、それまでの資格及び審判実績は消滅し、再度新規の受講をしなければならないこともあります。また、昇格審査時(B級からA級、A級からS級への昇格)には過去の登録実績が必要です。
- 問い合わせ先(大阪陸上競技協会 電話 06-6697-8899)

### <諸注意>

- 新規**：本年度初めて公認審判員の資格を取得される方
  - 上記日程表の第1回または、第3回の講習会にご参加下さい。
  - 準備物(ア～ウの1つでも不足の場合は受講できません)
    - ア：受講費用(3600円：ルールブック・審判員証・バッジ・審判手帳等の代金)
    - イ：証明用写真(3cm×4cm)：2枚
    - ウ：大阪陸協登録証または登録番号
    - エ：公認審判員個人票(当日受付で配布します)
    - オ：筆記用具
- 継続**：平成26年度以前に公認審判員の資格を取得された方(学生審判は除く)
  - 上記日程表の第1回または、第3回の講習会にご参加下さい。
  - 年1回の審判講習会参加が義務付けられています。
  - 準備物
    - ア：審判手帳(登録番号を記入しておくこと)
    - イ：筆記用具
- 移籍**：次の項目に該当される方
  - 他府県で審判資格を取得され、本年度から大阪陸協で登録し審判員を希望される方。
  - 平成26年度に大学を卒業され学生審判資格を取得されている方で、本年度大阪陸協に登録し審判員を希望される方。
  - すでに大学を卒業されている方で、大阪陸協に登録はしているが学生審判から大阪陸協登録審判員に切りかえていない(審判手帳の写真横の審判員登録番号が訂正されていない)方。
  - 上記日程表の第1回または、第3回の講習会にご参加下さい。
  - 年1回の審判講習会参加が義務付けられています。
  - 準備物
    - ア：審判手帳(氏名・生年月日・住所・大阪陸協登録番号を記入しておいて下さい)
    - イ：証明用写真(3cm×4cm)：1枚
    - ウ：公認審判員個人票(当日受付で配布します)
    - エ：筆記用具

## 【2】AED講習会

標記記載の通りAED講習会を下記大会で実施します。是非受講していただきますようお願いいたします。

### <日程表>

	大会名	日程	場所	備考
第1回	第2回大阪陸上競技記録会 (第1回審判講習会)	4月12日(日)	ヤンマーフィールド長居	講習場所・時間は当日審判打ち合わせ時に連絡します。
第2回	大阪陸協加入クラブ対抗	9月22日(祝・火)	ヤンマーフィールド長居	

※1：講習内容は、AEDの使用の方法と心臓マッサージの実技です。

※2：AEDの数やドクターの人数により、講習会の参加人数を制限することがあります。

## 平成27年度競技会の競技役員編成について（お知らせ）

大阪陸上競技協会が主催・共催・主管する競技会の競技役員は75歳までとして編成いたします。  
(年齢は平成27年3月31日現在)

平成27年度

# 審判講習会資料

1. 公認審判員制度について
2. 2015年度日本陸上競技連盟競技規則の修改正について
3. ドーピングコントロールのQ&A
4. 一次救命処置の手順

## 【審判講習会】

第1回 一般（①新規 ②継続 ③移籍）

4月12日（日）第2回大阪陸上競技記録会 ヤンマーフィールド長居

第2回 関西学連登録の学生のみ

4月26日（日）大阪陸上競技カーニバル ヤンマーフィールド長居

第3回 一般（①新規 ②継続 ③移籍）

6月13日（土）第4回大阪陸上競技記録会（中学）万博記念競技場

第4回 関西学連登録の学生のみ

6月21日（日）大阪実業団対抗陸上競技大会 ヤンマーフィールド長居

**一般財団法人 大阪陸上競技協会**

06-6697-8899

# 目 次

1. 公認審判員規程	1
2. 2015年度日本陸上競技連盟競技規則修改正	3
3. 日本陸上競技連盟駅伝競走規準の修改正	8
4. ドーピングコントロールQ & A	12
5. 一次救命処置の手順	14

# 公認審判員規程

(2014年3月改正)

## 任 務

**第1条** 公認審判員は、国際陸上競技連盟ならびに日本陸上競技連盟（以下本連盟という）の競技規則により、本連盟または加盟団体が主催、共催あるいは所管する競技会の審判をすることを任務とする。

## 資 格

**第2条** 公認審判員は、加盟団体の登録会員でなければならない。  
加盟団体の登録会員で18歳（3月末日を基準とする）に達した者は、公認審判員となり得る資格を有する。

## 種 別

**第3条** 公認審判員は、S級、A級、B級とする。

1. S級公認審判員  
永年にわたって審判活動に精励し、熟練した審判技術と知識を有する者。
2. A級公認審判員  
数多くの審判活動を通して、より高い審判技術と知識を身につけた者。
3. B級公認審判員  
審判講習会を受講し、公認審判員として必要な技術と知識を身につけた者。

## 推薦と昇格

**第4条** A級公認審判員で満10年を経過し、60歳（3月末を基準とする）に達した者はS級公認審判員となりうる資格を有する。毎年、加盟団体から推薦された者について、競技運営委員会で審査の上認定し本連盟がこれを委嘱する。

加盟団体からの本連盟へのS級公認審判員の推薦期限は12月末日とする。

B級公認審判員で原則として満10年を経過した者はA級公認審判員となり得る資格を有する。

A級、B級公認審判員は、加盟団体で審査し、本連盟がこれを委嘱する。

加盟団体は毎年4月末日までに本連盟に対し当年4月1日現在の関係公認審判員数を報告しなければならない。

日本学生陸上競技連合に登録する学生については、申請に基づき本連盟がB級公認審判員に委嘱することができる。

## **解任と復権**

**第5条** 公認審判員は、次の1、2項のいずれかに該当するときは、自動的にその任を解かれる。

1. 登録会員でなくなったとき。ただし、特別の事情によって、一時的に登録会員でなくなっても、その特別な事情が解消し再び登録会員となったときには、以前の資格を回復する。
2. 競技会の審判を委嘱されたにもかかわらず、1年以上特別の理由なくその任にあたらないうとき。
3. 前1、2項により解任された者で復権を希望する者に対しては、申請に基づきS級公認審判員は本連盟競技運営委員会審判部が審査し、本連盟がこれを委嘱する。またA級およびB級公認審判員については加盟団体で審査し、本連盟がこれを委嘱する。

## **審判員の証明**

**第6条** 公認審判員は、本連盟が定める公認審判員手帳を所持し、公認審判員証（カード）およびバッジを着用して競技会の審判にあたるものとする。

## **競技会の構成**

**第7条** 本連盟および加盟団体の主催、共催あるいは主管する競技会の審判は、補助員を除きすべて公認審判員をもって構成する。

## **付 則**

**第8条** 公認審判員推薦手続き、公認審判員の取り扱い等については別に定める。

# 2015年度日本陸上競技連盟競技規則の修改正について

現行&修改正：変更      現行：削除      修改正：追加、挿入      現行&修改正：移動

ページ	条項	現行	修改正案
<b>第1部 競技会役員</b>			
126	118	<p>第1条1(a)(b)(c)(f)に該当する競技場内での競技会ではIAAFまたは地域陸連が国際スターターと国際写真判定員を任命する。</p> <p>国際スターターは技術代表によって割り当てられたレースをスタートさせるとともに、関連した任務も遂行する。</p> <p>国際写真判定員は写真判定業務を監督する。</p>	<p>第1条1(a)(b)(c)(f)に該当する競技場内での競技会ではIAAFまたは地域陸連が国際スターターと国際写真判定員を任命する。</p> <p>国際スターターは技術代表によって割り当てられたレースをスタートさせるとともに、関連した任務も遂行する。</p> <p>国際写真判定員は<u>写真判定員主任</u>となり写真判定業務を監督する。</p>
126	119	<u>上訴審判員</u>	<u>ジュリー (Jury)</u>
129	123	<p><b>技術総務</b></p> <p>技術総務は以下の責任を負う。</p> <p>(a)トラック、助走路、サークル、円弧、角度、フィールド競技の着地場所が正しく整備され、また用器具が規則に合致していることを確認する。</p> <p>(b)技術代表によって承認された競技会の技術的・組織的計画に従って用器具を設置することと撤収すること。</p> <p>(c)競技場所で使用する競技関連物品の準備が前述の計画に従っていること。</p> <p><u>(d) 第187条2に従って、競技会に許可された個人の投てき用具を点検し、マークを付けること。</u></p> <p>(e)第135条に従って、競技会前に公式計測員から必要な証明書を受け取ること。</p> <p>〔国内〕技術総務のもとに用器具係をおく。用器具係は各競技に必要な用器具を整備し、その競技開始前にこれを配置し、競技終了後にこれを撤収する。〔参照 第135条〕</p>	<p><b>技術総務</b></p> <p>技術総務は以下の責任を負う。</p> <p>(a)トラック、助走路、サークル、円弧、角度、フィールド競技の着地場所が正しく整備され、また用器具が規則に合致していることを確認する。</p> <p>(b)技術代表によって承認された競技会の技術的・組織的計画に従って用器具を設置することと撤収すること。</p> <p>(c)競技場所で使用する競技関連物品の準備が前述の計画に従っていること。</p> <p><u>(d)〔国際〕第187条2に従って、競技会に許可された個人の投てき用具を点検し、マークを付けること。</u></p> <p>(e)第135条に従って、競技会前に公式計測員から必要な証明書を受け取ること。</p> <p>〔国内〕<u>1 本連盟では施設用器具委員会が「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」等に基づき検定を実施し、公認競技会を開催し得る十分な精度のある適切な施設であると認定しているため、その確認の報告を受ける。</u></p> <p><u>2 投てき用具の確認は、公式計測員が代わって行い、報告を受ける。</u></p> <p>3 技術総務のもとに用器具係をおく。用器具係は各競技に必要な用器具を整備し、その競技開始前にこれを配置し、競技終了後にこれを撤収する。〔参照 第135条〕</p>
138	133	<u>場内司令</u>	<u>マーシャル (Marshal)</u>
139	135	<p><b>公式計測員</b></p> <p>〔国内〕本連盟では施設用器具委員会が</p>	<p><b>公式計測員</b></p> <p>〔国内〕<u>1 本連盟では施設用器具委員会が</u></p>

		「陸上競技場公認に関する細則」によって計測する。	「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」等に基づき検定を実施し、公認競技会を開催し得る十分な精度のある適切な施設であると認定している。公式計測員は、その確認を技術総務に報告するとともに検定報告書を閲覧できるようにする。 2 使用する投てき器具の確認報告を技術総務に行う。〔参照 第 123 条〕
<b>第 2 部 競技会一般規則</b>			
141	140	〔国際—注意〕 iii、iv を適用するため、〔注意〕として i、ii へ移行する。	〔注意〕 i 道路競歩、道路競技、クロスカンントリー／マウンテンコースについては第 230 条 10 第 240 条 2 第 240 条 3 第 250 条 2 第 250 条 3 第 250 条 4 第 251 条 1 を参照すること。 ii 室内陸上競技施設については第 211 条を参照すること。
151	146 3	…。抗議に関連する種目の同じラウンドで競技している（または、 <del>チーム得点対抗の競技会で競技している</del> ）競技者またはチームに限り抗議することができる。	…。抗議に関連する種目の同じラウンドで競技している競技者またはチームに限り抗議（あるいは上訴）することができる。 〔国際〕抗議に関連する種目の同じラウンドで競技している（または、 <del>チーム得点対抗の競技会で競技している</del> ）競技者またはチームに限り抗議（あるいは上訴）することができる。
155	147	…。…。第 1 条 1(i),(j) の競技会では、混合競技は所管する地域陸連の特別な許可があれば認める。 〔注意〕 フィールド競技において男女混合競技が行われる場合は、記録用紙は個別に作成され、結果は各性別に発表される。 —〔国内〕—男女混合競技は、同一種目への男女それぞれの参加者が少なく、混合で実施することによって競技時間の短縮が図られる場合に限る。	〔注意〕 1 フィールド競技において男女混合競技が行われる場合は、記録用紙は個別に作成され、結果は各性別に発表される。 2 この規則によりトラック競技で認められる男女混合競技は、参加者が極端に少なく男女別々での実施が非効率的である場合に限る。 3 トラックにおける男女混合競技では、いかなる場合でも、他の性別の競技者がペースメイクをしたり、助力をしたりするような行為は許されない。 〔国際〕第 1 条 1(i),(j) の競技会では、混合競技は所管する地域陸連の特別な許可があれば認める。
155	148	競技会で使用される計測装置の精密度は、国の測定機関によって承認された適切な組織によって認定されるので、全ての測定が国または国際的な基準に則したものとなる。第 1 条 1(a)(b)(c)(f) 以外の競技会では、ファイバーガラス製巻尺を使用してもよい。	〔国際〕競技会で使用される計測装置の精密度は、国の測定機関によって承認された適切な組織によって認定されるので、全ての測定が国または国際的な基準に則したものとなる。第 1 条 1(a)(b)(c)(f) 以外の競技会では、ファイバーガラス製巻尺を使用してもよい。



156	149 2	<p>2 項全文を〔国際〕扱いとする。 日本では140条で競技会は公認に関する規則に合致している競技場で行うことになっている。 公式計測員が検定証を発行する仕組みになっていない。</p>	<p>〔国際〕 2. 街角の広場、他のスポーツ施設、砂浜等のような伝統的に陸上競技を実施することが可能な施設で達成された、通常、競技場内で実施される種目の記録は以下の条件のすべてを満たしていれば、世界記録を含むすべての目的において認められる。 (a)規則第1条から第3条に規定されている統括団体（加盟団体）が、認可していること。 (b)その競技に公認審判員が委嘱され、審判員によって運営されていること。 (c)必要に応じて規則に合致した用器具が用いられていること。 (d)その競技は、規則に合致し、かつ、規則第135条の下、競技会当日に公式計測員によって計測され発行された検定証を得た競技場所や施設で実施されること。 〔国際注意〕 競技場所・施設が規則に合致していることを示す報告書の現行の標準書式は、IAAF事務局より入手可能で、IAAFのウェブサイトからダウンロードすることもできる。</p>
<b>第3部 トラック競技</b>			
157	160 1	<p>…。この方法は水濠を越えるためにメイントラックを離れる障害物競走、第162条10によるグループスタートの外側、そして縁石設置のない直走路にも適用されなくてはならない。後者の場合は（コーンまたは旗を置く）間隔が10mを超えないようにする。</p> <p>〔国内〕1 メイントラックを離れる障害物競走では、仮設の縁石を置くものとする。</p> <p>〔参照 公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程第3条〕</p>	<p>〔国際〕 この方法は水濠を越えるためにメイントラックを離れる障害物競走、第162条10によるグループスタートの外側、そして縁石設置のない直走路にも適用されなくてはならない。後者の場合は（コーンまたは旗を置く）間隔が10mを超えないようにする。</p> <p>〔国内〕1 メイントラックを離れる障害物競走とグループスタートでは、仮設の縁石（<u>代用縁石</u>）を置くものとする。</p> <p>5 項の最後に移行</p>
158	2  4	<p>〔国内〕 2010年4月1日以降に建造されたトラックに関しては、上記のレースのために、レーン幅は1m220(±0.01m)とする。</p>	<p>〔国内〕 <u>国内の競技場では、代用縁石を置くことから縁石とみなし、300mm外方を測る。</u></p> <p>〔国内〕 2010年4月1日以降に建造されたトラック及び走路を<u>全面改修するトラック</u>に関しては、上記のレースのために、レーン幅は1m220(±0.01m)とする。</p>
159	7	<p><u>競技場の建設、設計そしてマーキングに関するすべての技術的情報は、IAAF陸上</u></p>	<p>公認陸上競技場は、第1種、第2種公認陸上競技場の基本仕様、公認陸上競技場およ</p>

		<p>競技施設マニュアルに網羅されている。本規則では、守られるべき基本的な原則を示している。</p> <p>〔国内〕 公認陸上競技場は、第1種、第2種公認陸上競技場の基本仕様、公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程、陸上競技場公認に関する細則による。</p>	<p>び長距離競走路ならびに競歩路規程、陸上競技場公認に関する細則による。</p> <p>〔国際〕 競技場の建設、設計そしてマーケティングに関するすべての技術的情報は、IAAF陸上競技施設マニュアルに網羅されている。IAAF規則では、守られるべき基本的な原則を示している。</p>
164	162 7	<p>〔国内〕 混成競技と道路競走および駅伝競走を除いて、一度の不正スタートでも責任を有する競技者は失格とする。</p> <p>混成競技と道路競走および駅伝競走においては、各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後に不正スタートした競技者は、すべて失格とする。〔参照 第200条8(c)〕</p> <p>〔国際〕 混成競技を除いて、一度の不正スタートでも責任を有する競技者は失格とする。</p> <p>混成競技においては、各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後に不正スタートした競技者は、すべて失格とする。</p> <p>〔国内〕 本連盟が主催、共催する競技会以外では、本規則を準用することが望ましいが、混成競技、道路競走および駅伝競走を除いた種目においては主催者の判断で、各レースでの不正スタートは1回のみとしその後に不正スタートした競技者はすべて失格とする規則を適用することができる。</p>	<p>〔国内〕<sup>1</sup> 混成競技と道路競走および駅伝競走を除いて、一度の不正スタートでも責任を有する競技者は失格とする。</p> <p>混成競技と道路競走および駅伝競走においては、各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後に不正スタートした競技者は、すべて失格とする。〔参照 第200条8(c)〕</p> <p>2 本連盟が主催、共催する競技会以外では、本規則を準用することが望ましいが、混成競技、道路競走および駅伝競走を除いた種目においては主催者の判断で、各レースでの不正スタートは1回のみとしその後に不正スタートした競技者はすべて失格とする規則を適用することができる。</p> <p>〔国際〕 混成競技を除いて、一度の不正スタートでも責任を有する競技者は失格とする。</p> <p>混成競技においては、各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後に不正スタートした競技者は、すべて失格とする。</p>
167	10	<p>〔国内〕 <del>2 この方法は1,500m・3,000m S-Cで実施してもよい。</del></p>	
176	165 15	<p>カメラが正しく設置されていることを確認するために、また、写真判定画像が読み取りやすいようにするために、レーンラインとフィニッシュラインの交差部分は適切なデザインで黒く塗る。</p> <p>〔国際〕 そのようなデザインは当該交差部分のみに施し、フィニッシュラインのスタートラインに近い方の端から向こう側に20mm以内にとどめ、手前にはみ出してはならない。</p>	<p>カメラが正しく設置されていることを確認するために、また、写真判定画像が読み取りやすいようにするために、レーンラインとフィニッシュラインの交差部分は適切なデザインで黒く塗る。そのようなデザインは当該交差部分のみに施し、フィニッシュラインのスタートラインに近い方の端から向こう側に20mm以内にとどめ、手前にはみ出してはならない。</p>
191	169 5	<p>〔注意〕 最初の障害物の幅は、少なくとも5mあることが望ましい。</p>	<p>〔国内〕 最初の障害物の幅は、少なくとも5mとする。</p> <p>〔注釈〕 IAAF規則は〔注意〕として「最初の障害物の幅は、少なくとも5mあることが望ましい」としているが、本連盟の陸上競技場公認に関する細則では必備器</p>



# 日本陸上競技連盟駅伝競走規準の修改正

現行&修改正：変更

現行：削除

修改正：追加・挿入

現行&修改正：移動

現 行	修 改 正 案																																																								
<b>第1条 総 則</b>	<b>第1条 総 則</b>																																																								
<p>駅伝競走は、本連盟競技規則第240条1〔国内〕1の規定により、以下の規準に基づいて行う。本規準に特別に定めるものの他は本連盟競技規則を準用する。</p> <p>必要により、独特の状況等に応じた駅伝競走内規等を定めることができる。</p>	<p>駅伝競走は、本連盟競技規則第240条1〔国内〕1の規定により、以下の規準に基づいて行う。本規準に特別に定めるものの他は本連盟競技規則を準用する。</p> <p>必要により、独特の状況等に応じた駅伝競走内規等を定めることができる。</p> <p><u>ロードリレーに関しては規則第240条を参照のこと。</u></p>																																																								
<b>第1部 競技会役員</b>	<b>第1部 競技会役員</b>																																																								
<b>第2条 競技会役員の編成</b>	<b>第2条 競技会役員の編成</b>																																																								
<p>主催者はすべての役員を任命する。つぎの役員の数と、その役割は原則的なものであり、主催者は状況によりこれを変更することができる。</p> <p>運営役員</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">総務</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">総務員</td> <td style="text-align: right;">1人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">技術総務</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> </table> <p>競技役員</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">審判長</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">競走審判員</td> <td style="text-align: right;">2人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">監 察 員</td> <td style="text-align: right;">2人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計 時 員</td> <td style="text-align: right;">3人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">スターター</td> <td style="text-align: right;">1人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">出 発 係</td> <td style="text-align: right;">1人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">走 路 員</td> <td style="text-align: right;">1人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">中継所役員</td> <td style="text-align: right;">各中継所3人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">記録・情報処理員</td> <td style="text-align: right;">1人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">アナウンサー</td> <td style="text-align: right;">1人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">医師（医務員）</td> <td style="text-align: right;">1人以上</td> </tr> </table> <p><del>競技者係、給水係、役員係、報道係、必要に応じて補助員</del></p>	総務	1人	総務員	1人以上	技術総務	1人	審判長	1人	競走審判員	2人以上	監 察 員	2人以上	計 時 員	3人以上	スターター	1人以上	出 発 係	1人以上	走 路 員	1人以上	中継所役員	各中継所3人以上	記録・情報処理員	1人以上	アナウンサー	1人以上	医師（医務員）	1人以上	<p>主催者はすべての役員を任命する。つぎの役員の数と、その役割は原則的なものであり、主催者は状況によりこれを変更することができる。</p> <p>運営役員</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">総務</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">総務員</td> <td style="text-align: right;">1人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">技術総務</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> </table> <p>競技役員</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">審判長</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">競走審判員</td> <td style="text-align: right;">2人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">監 察 員</td> <td style="text-align: right;">2人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計 時 員</td> <td style="text-align: right;">3人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">スターター</td> <td style="text-align: right;">1人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">出 発 係</td> <td style="text-align: right;">1人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">走 路 員</td> <td style="text-align: right;">1人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">中継所役員</td> <td style="text-align: right;">各中継所3人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">記録・情報処理員</td> <td style="text-align: right;">1人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">アナウンサー</td> <td style="text-align: right;">1人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">医師（医務員）</td> <td style="text-align: right;">1人以上</td> </tr> </table> <p><u>その他必要な競技役員及び補助員を配置する。</u></p>	総務	1人	総務員	1人以上	技術総務	1人	審判長	1人	競走審判員	2人以上	監 察 員	2人以上	計 時 員	3人以上	スターター	1人以上	出 発 係	1人以上	走 路 員	1人以上	中継所役員	各中継所3人以上	記録・情報処理員	1人以上	アナウンサー	1人以上	医師（医務員）	1人以上
総務	1人																																																								
総務員	1人以上																																																								
技術総務	1人																																																								
審判長	1人																																																								
競走審判員	2人以上																																																								
監 察 員	2人以上																																																								
計 時 員	3人以上																																																								
スターター	1人以上																																																								
出 発 係	1人以上																																																								
走 路 員	1人以上																																																								
中継所役員	各中継所3人以上																																																								
記録・情報処理員	1人以上																																																								
アナウンサー	1人以上																																																								
医師（医務員）	1人以上																																																								
総務	1人																																																								
総務員	1人以上																																																								
技術総務	1人																																																								
審判長	1人																																																								
競走審判員	2人以上																																																								
監 察 員	2人以上																																																								
計 時 員	3人以上																																																								
スターター	1人以上																																																								
出 発 係	1人以上																																																								
走 路 員	1人以上																																																								
中継所役員	各中継所3人以上																																																								
記録・情報処理員	1人以上																																																								
アナウンサー	1人以上																																																								
医師（医務員）	1人以上																																																								
<b>第3条 競技会役員の任務</b>	<b>第3条 競技会役員の任務</b>																																																								
<p>1. 総 務</p> <p>(a) 競技会を管理し、運営の全責任を負う。またすべての役員の任務の状況を監視し、必要があるときには総務員を指名して、総務の任務の一部を代行させることができる。</p> <p>(b) 競技会の準備委員会とその他の委員会を招集し、それに関する議事日程を作成する責任を負う。すべての通信連絡を含む管理上の事務処理を担当する。</p> <p>2. 技術総務</p> <p>主として技術面から総務を補佐する。特にコース設定、<del>たすき、給水等</del>を管理する。</p> <p>3. 審判長</p> <p>(a) 競技規則（本連盟競技規則、本規準、内規等）が遵守されているかどうかを監視する責任を負い、競技中に起ったすべての技術的問題ならびに本基準、内規に規定されていない事項についても決定する。また、競技の最終結果を承認する。</p> <p>(b) 不適当な行為をする競技者を除外させたり、競技続行不可能と判断された競技者を中止させる権限を有する。審判長の権限を技術総務、競走審判員、監察</p>	<p>1. 総 務</p> <p>(a) 競技会を管理し、運営の全責任を負う。またすべての役員の任務の状況を監視し、必要があるときには総務員を指名して、総務の任務の一部を代行させることができる。</p> <p>(b) 競技会の準備委員会とその他の委員会を招集し、それに関する議事日程を作成する責任を負う。すべての通信連絡を含む管理上の事務処理を担当する。</p> <p>2. 技術総務</p> <p>主として技術面から総務を補佐する。特にコース設定等を管理する。</p> <p>3. 審判長</p> <p>(a) 競技規則（本連盟競技規則、本規準、内規等）が遵守されているかどうかを監視する責任を負い、競技中に起ったすべての技術的問題ならびに本基準、内規に規定されていない事項についても決定する。また、競技の最終結果を承認する。</p> <p>(b) 不適当な行為をする競技者を除外させたり、競技続行不可能と判断された競技者を中止させる権限を有する。審判長の権限を技術総務、競走審判員、監察</p>																																																								

員等に委任しておく必要がある。

#### 4. 競走審判員

競技者がフィニッシュ・ライン、中継線における到達したときの着順を判定する。

#### 5. 監察員

審判長に指示された地点、あるいは指示された車両で競技を監察する。違反、妨害等が起こった場合、ただちに審判長に報告する。また、中継地点の引き継ぎを監察する。

#### 6. 計時員

競技者のフィニッシュラインまたは中継線に到達したときの時間を計測する。

#### 7. スターター

スタート地点における競技者を適正にスタートさせる。

#### 8. 出発係

競技者を招集し、ナンバーカード（ビブス）、たすき、服装を点検してスタートライン（中継線）に配置する。

#### 9. 走路員

競技者の走路を確保し、走路を間違えないよう白線、手旗などで指示する。

各区間の中間点、あと3km、あと1kmを表示してもよい。

#### 10. 中継所役員

(a) 中継所には中継所主任を置く。また、出発係、競走審判員、監察員、計時員、記録・情報処理員、走路員等をおいてもよい。

(b) 中継所主任は中継所を統括し、その中継所で、競技規則が遵守されているかどうかを監視する責任を負う。

#### 11. 記録・情報処理員

(a) 中継所、フィニッシュ地点の競走審判員、計時員の判定資料から順位、所要時間および区間記録を作成し、総務に提出する。

(b) スタートリスト等必要な情報を関係競技役員に提供する。

#### 12. アナウンサー

スタート地点、中継所、フィニッシュ地点において競技者の紹介、公式記録の情報等をアナウンスする。

#### 13. 医師(医務員)

(a) 競技に出場することが危険と判断した競技者の出場をやめさせる権限を持つ。

(b) 競技中に健康上不相当と判断した場合、競技を中止させる権限を持つ。

## 第2部 競技会

### 第4条 コース

1. 駅伝競走はコースとして定められた道路を走る。また、道路でない場所を使うことができる。その場合も、走る区分を明示する。

2. コースの計測は競技規則第 ~~240~~ ~~条3~~ を適用する。  
~~区間距離は、一般に0.1km単位とする。~~

### 第5条 走行

1. 競技者は、定められた走行区分を走らなければならない。また、交差点では交差点の中心から右に出るはならない。

員等に委任しておく必要がある。

#### 4. 競走審判員

競技者がフィニッシュ・ライン、中継線に到達したときの着順を判定する。

#### 5. 監察員

審判長に指示された地点、あるいは指示された車両で競技を監察する。違反、妨害等が起こった場合、ただちに審判長に報告する。また、中継所におけるたすきの受渡しを監察する。

#### 6. 計時員

競技者がフィニッシュラインまたは中継線に到達したときのスタートからの時間を計測する。

#### 7. スターター

スタート地点で競技者を適正にスタートさせる。

#### 8. 出発係

競技者を招集し、ナンバーカード（ビブス）、たすき、服装を点検してスタートライン（中継線）に配置する。

#### 9. 走路員

競技者の走路を確保し、走路を間違えないよう白線、手旗などで指示する。

各区間の中間点、あと3km、あと1km などの距離表示をしてもよい。

#### 10. 中継所役員

(a) 中継所には中継所主任を置く。また、出発係、競走審判員、監察員、計時員、記録・情報処理員、走路員等をおいてもよい。

(b) 中継所主任は中継所を統括し、その中継所で、競技規則が遵守されているかどうかを監視する責任を負う。

#### 11. 記録・情報処理員

(a) 中継所、フィニッシュ地点の競走審判員、計時員の判定資料から順位、所要時間および区間記録を作成し、総務に提出する。

(b) スタートリスト等必要な情報を関係競技役員に提供する。

#### 12. アナウンサー

スタート地点、中継所、フィニッシュ地点において競技者・チームの紹介、公式記録の情報等をアナウンスする。できる限りレース展開の情報を入手し、レースの模様を紹介する。

#### 13. 医師(医務員)

(a) 競技に出場することが危険と判断した競技者の出場をやめさせる権限を持つ。

(b) 競技中に健康上不相当と判断した場合、競技を中止させる権限を持つ。

## 第2部 競技会

### 第4条 コース

1. 駅伝競走はコースとして定められた道路を走る。また、道路でない場所を使うことができる。その場合も、走る区分を明示する。

2. コースの計測は一般に0.1km単位とする。

### 第5条 走行

1. 競技者は、定められた走行区分を走らなければならない。また、交差点では交差点の中心から右に出るはならない。

2. 競技者が走行不能となった場合、即ち、歩いたり、立ち止まったり、倒れた状態になったときは、役員、チーム関係者等によって、道路の左端に移動させなければならない。その後、続行させるかどうかは審判長、医師(医務員)の判断による。
3. 競技者が途中で競技を続行できなくなったとき、または、競技を中止させられた場合は、原則として当該チームのその区間の競技を無効とする。ただし、そのチームの競技の続行、記録や成績の取り扱いは、その大会の内規等による。

### 第6条 中 継

1. たすきの受け渡しは、中継線から進行方向 20mの間にで行う。中継線は幅 50mm の白線とする。中継の着順判定およびタイムの計測は、前走者のトルソーが中継線に到達した時とする。

2. たすきを受け取る走者は、前走者の区域(中継線の手前の走路)に入ってはならない。また、たすきを渡した走者は直ちにコース外に出なければならない。

### 第7条 繰り上げスタート

1. 走者の中継所への到着がはなはだしく遅れた場合、繰り上げスタートを行う。その条件は競技会前に各チームに公表する。
2. 繰り上げスタートは、審判長または中継所主任の指示で行う。この場合、中継線をスタートラインとする。

### 第8条 ナンバーカード(ビブス)

ナンバーカード(ビブス)については競技規則第143条7以下を適用する。

### 第9条 たすき

1. 駅伝競走はたすきの受け渡しをする。たすきは布製で長さ1m600～1m800、幅6cmを標準とする。
2. たすきは必ず肩から脇の下に掛けなければならない。
3. たすきは必ず前走者と次走者の間で手渡さなければならない。
4. たすきをチームが持参する競技会では、事前に大会本部において承認を得なければならない。

### 第10条 給 水

~~1. 主催者は、コースの途中で給水を行なうことができるが、給水を行う場合は事前に公表する。~~

~~2. 給水のときは、必ず車を止めて下車して手渡す。交通の妨げどならなければならない給水所を設けてもよい。~~

~~3. 競技者(チーム)が前もって飲食物を携行することはできない。~~

### 第11条 助 力

1. 競技者は競技中、いかなる助力も受けてはならない。
2. 人または車両による伴走行為は一切認めない。
3. 正常な走行ができなくなった競技者を一時的に介護するために、競技者の体に触れるのは助力とはみなさない。

### 第12条 競技運営関係車両

1. 主催者が必要と認めた場合、競技運営関係車両を使用することができる。競技運営関係車両は、審判長車、

2. 競技者が走行不能となった場合、即ち、歩いたり、立ち止まったり、倒れた状態になったときは、役員、チーム関係者等によって、道路の左端に移動させなければならない。その後、続行させるかどうかは審判長、医師(医務員)の判断による。
3. 競技者が途中で競技を続行できなくなったとき、または、競技を中止させられた場合は、原則として当該チームのその区間の競技を無効とする。ただし、そのチームの競技の続行、記録や成績の取り扱いは、その大会の内規等による。

### 第6条 中 継

1. 中継線は幅 50mm の白線で示す。たすきの受け渡しは、中継線から進行方向 20mの間に手渡しで行わなければならない。中継線の手前からたすきを投げ渡したりしてはならない。  
中継の着順判定およびタイムの計測は、前走者のトルソーが中継線に到達した時とする。

[参照] 規則 164条2項

2. たすきを受け取る走者は、前走者の区域(中継線の手前の走路)に入ってはならない。また、たすきを渡した走者は直ちにコース外に出なければならない。

### 第7条 繰り上げスタート

1. 走者の中継所への到着がはなはだしく遅れた場合、繰り上げスタートを行うことができる。その条件は競技会前に各チームに公表する。
2. 繰り上げスタートは、審判長または中継所主任の指示で行う。この場合、中継線をスタートラインとする。

### 第8条 ナンバーカード(ビブス)

ナンバーカード(ビブス)については競技規則第143条7以下を適用する。

### 第9条 たすき

1. 駅伝競走はたすきの受け渡しをする。たすきは布製で長さ1m600～1m800、幅6cmを標準とする。
2. たすきは必ず肩から斜めに脇の下に掛けなければならない。
3. たすきは必ず前走者と次走者の間で手渡さなければならない。たすき渡しに際して、前走者がたすきを外すのは中継線手前 400m から、次走者がたすきをかけるのは中継後 200m までをおおよその目安とする。
4. たすきをチームが持参する競技会では、事前に大会本部において承認を得なければならない。

### 第10条 給 水

主催者は、コースの途中で給水を行なうことができるが、給水を行う場合は給水場所及び手順を事前に公表する。

### 第11条 助 力

1. 競技者は競技中、いかなる助力も受けてはならない。
2. 人または車両による伴走行為は一切認めない。
3. 正常な走行ができなくなった競技者を一時的に介護するために、競技者の体に触れるのは助力とはみなさない。

### 第12条 競技運営関係車両

1. 主催者が必要と認めた場合、競技運営関係車両を使用することができる。競技運営関係車両は、審判長車、

審判車、本部車、監察車、記録車、救護車、報道関係車等である。

2. 競技者の安全を図り、駅伝競走による交通渋滞を招かないよう配慮する。
3. 一般車と区別するため、遠くからよく識別できる標識をつけなければならない。
4. 競技者の横に並んではならない。また、競技運営関係車両同士も互いに並走してはならない。
5. スタートライン、中継所、フィニッシュラインのところで駐停車してはならない。

審判車、本部車、監察車、記録車、救護車、報道関係車等である。

2. 競技運営関係車両は交通法規及び関係機関との合意事項を遵守しなければならない。
3. 競技者の安全を図り、駅伝競走による交通渋滞を招かないよう配慮する。
4. 一般車と区別するため、遠くからよく識別できる標識をつけなければならない。
5. 競技者の横に並んではならない。また、競技運営関係車両同士も互いに並走してはならない。
6. スタートライン、中継所、フィニッシュラインのところで駐停車してはならない。

## Q1 ドーピングって何？

**A** ドーピングとは、競技力を高めるために薬物などを使用したり、それらの使用を隠したりする行為で、スポーツでは厳しく禁止されています。どのような行為が該当するかは **世界ドーピング防止規程 (WADA規程)** に定められており、わざとであっても、不注意であっても制裁の対象になります。

## Q2 ドーピングは、どうしていけないの？

**A** ドーピングは、社会的信用を失う、深刻な健康被害を引き起こすなどの悪影響だけでなく、スポーツそのものの価値が失われてしまうという非常に大きな被害をスポーツに引き起こします。一定のルールのもとで選手が公平に正々堂々と競い合う。これこそがスポーツの大前提。また、競技者だけでなく、多くの人が関わることによって成立しているのもスポーツです。ドーピングはスポーツの大前提であるフェアプレイの精神に反し、支えてくれている全ての人たちをも裏切る行為なのです。

ドーピングがダメな理由は

1. スポーツの価値を損なう
2. フェアプレイの精神に反する
3. 競技者の健康を害する
4. 反社会的行為

## Q3 ドーピング防止活動はどうやって行われているの？

**A** 世界ドーピング防止機構 (WADA) を中心に、国際オリンピック委員会、国際競技連盟、国内オリンピック委員会、各国政府などが協力し、ドーピング防止活動を推進しています。日本国内では、文部科学省指定の国内ドーピング防止機関である、日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) がドーピング防止活動を統括し、教育啓発活動やドーピング検査等を実施しています。

## Q4 ドーピングに関するルールは、国によって違うの？

**A** 世界中のみんなが守るべき統一のルールとして「世界ドーピング防止規程」(WADA規程) とWADA規程に基づく「国際基準」があります。国際および国内競技連盟、各国ドーピング防止機関、各国オリンピック委員会等の組織が、WADA規程に従って規則を決めているのです。

## Q5 全部のルールを覚えられるかな？

**A** ルールの丸暗記が求められるわけではありません。でも、アスリートにとって大切なルールなので、このサイトとWADA規程を読んできちんと勉強してください。また、治療のために薬を使用する時は、医師や薬剤師などに相談しましょう。

## Q6 禁止物質・禁止方法ってなに？

**A** WADAの禁止表に定められている物質と方法のことで、次の3つに分類されています。

1. 常に禁止される物質と方法
2. 競技会において禁止される物質と方法
3. 特定の競技において禁止される物質

## Q7 禁止表は変わらないの？

**A** 年々、巧妙になっていくドーピングに対応するため、WADAの禁止表は毎年1月1日に更新されます。



## Q8 禁止物質・禁止方法に関する違反はどうやって見つけるの？

---

**A** ドーピング検査などにより、見つけます。見つけた場合、たとえ医療上の使用であっても禁止物質・禁止方法を使うための適切な申請を事前に行っていないければ、ドーピング防止規則違反と判断される可能性があります。

ドーピング検査には、競技会で行う競技会検査、競技者から提供された居場所情報などをもとに実施する競技会外検査がありますが、それぞれ禁止されているものの範囲が異なりますので、必ず確認しておきましょう。

## Q9 禁止物質が含まれている薬は調べられる？

---

**A** 薬剤師の資格を有し、ドーピング防止に関する専門的な知識を持ったスポーツファーマシストに問い合わせることで確認することができます。

## Q10 サプリメントは危ないの？

---

**A** サプリメントは原材料を全て表示する義務がないため、禁止物質が含まれている可能性があります。特に、海外製のサプリメントには注意が必要です。原材料が不明なサプリメントを飲んだばかりに、選手生命を台無しにしてしまうこともあります。アスリートは常に自分の口に入れるものに対して責任を持たなければなりません。

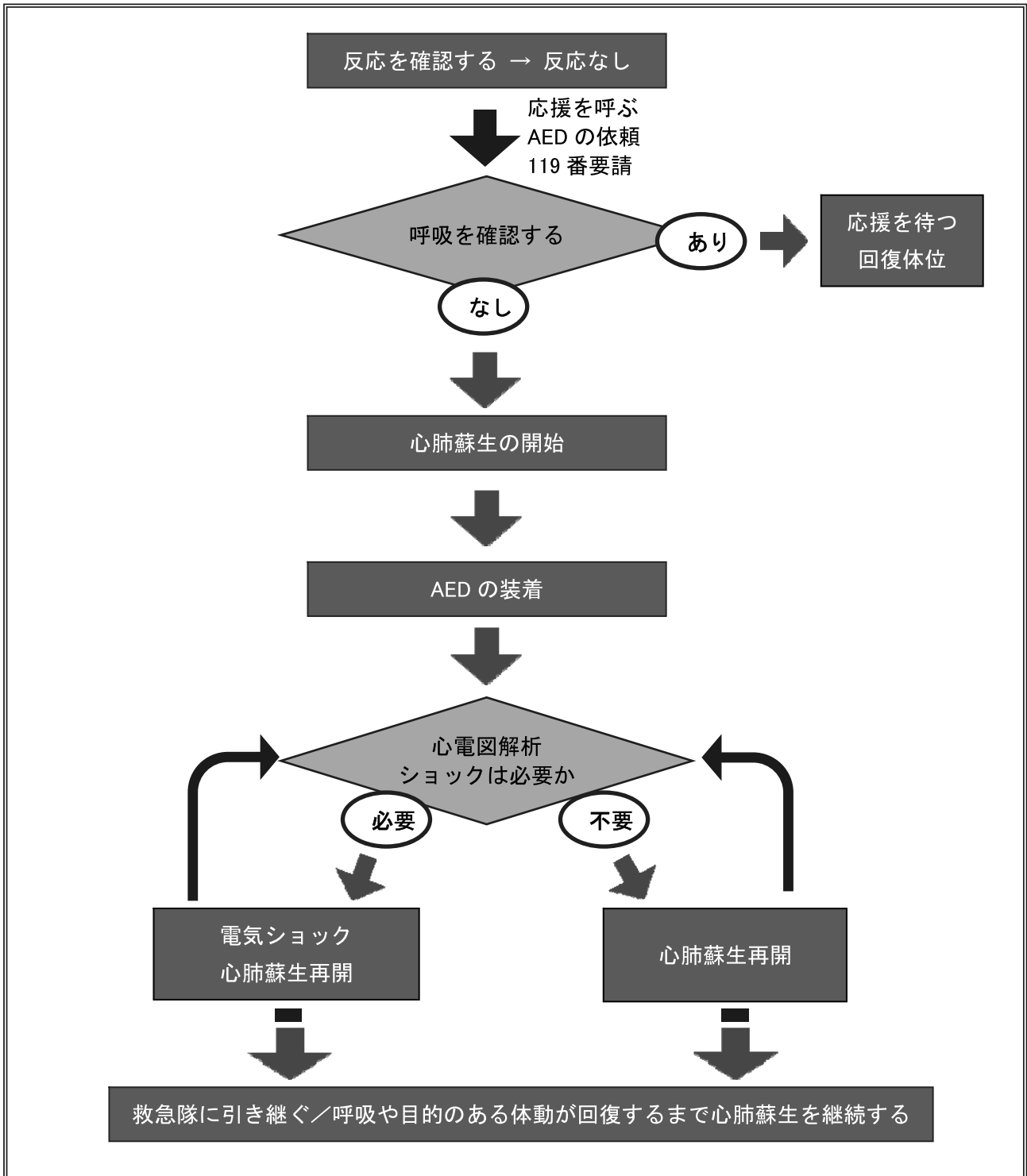
## Q11 ドーピングによる怖い副作用って何があるの？

---

**A** 使用した禁止物質によってさまざまな副作用が生じます。たとえば、禁止物質のひとつ「タンパク同化薬（筋肉増強剤）」であれば、肝臓機能障害、男性の女性化、女性の男性化、精神不安定など、身体や精神に深刻な被害を引き起こします。

出典：公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

# 一次救命処置の手順



# 一次救命処置の手順

1. 反応の確認
- ・選手が倒れるところを目撃したり、倒れているところを発見した場合は、まず意識の確認を行います。
  - ・競技中であり、他競技者との接触などで安全が確保できないと判断した場合は、早急にトラック外へ搬出して下さい。明らかな外傷がみられなければ、担架の要請も不要です(待ち時間がロスとなります)。
  - ・搬送後は競技場内であっても選手のプライバシーに配慮して下さい。
  - ・肩をたたきながら大声で呼びかけ、反応がなければ応援を呼び、AEDを依頼し、医療関係者へ連絡します。

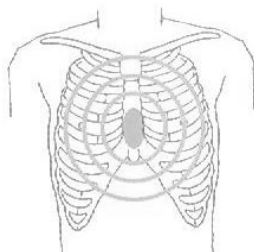
2. 呼吸の確認
- ・胸と腹部を観察し、呼吸の有無を確認します。
  - ・あえぐような呼吸は「死戦期呼吸」と呼ばれ、呼吸停止と同様に扱います。
  - ・呼吸がみられる場合は、回復体位(下図)にて救急隊の到着を待ちます。



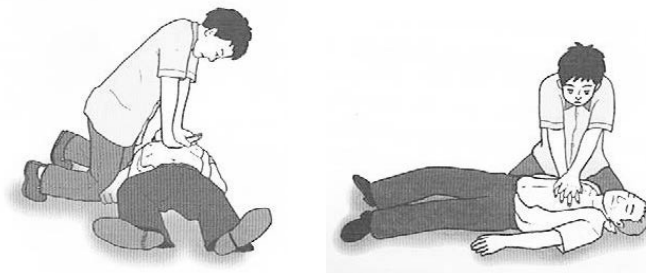
- ・有効な呼吸がないと判断した場合、ただちに胸骨圧迫を開始します。
- \* 小児(1歳～中学生)に対しては人工呼吸を先に2回行います。

## 3. 心肺蘇生の開始

- 3-1 胸骨圧迫
- ・胸の中心(胸の上下左右のうちほぼ中央)、または胸骨の下半分を圧迫します。

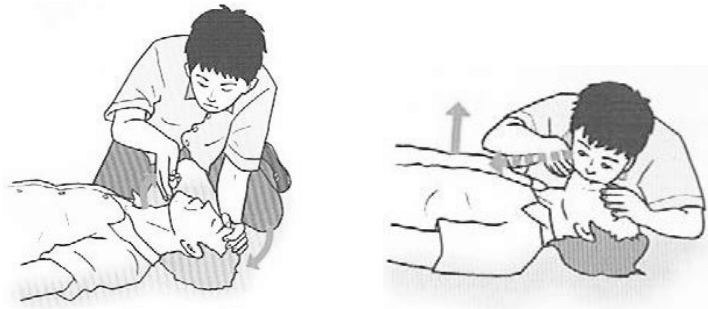


- ・両手を合わせて、手掌基部を圧迫点に合わせます。
- ・強く(5 cm以上)、速く(1分間に100回)、絶え間なく(AED準備中も休まない)。



- \* 小児(1歳～中学生)の場合、胸の厚さの1/3を目安とします。
- ・トレーニングを受けている場合は、胸骨圧迫を30回行った後に人工呼吸を2回行い、以後可能な限り同じセットを繰り返します。実施回数は小児も大人も同様です。

- 3-2 人工呼吸
- ・頭部を後屈し、顎先を拳上して気道を確保します。



・トレーニングを受けている場合は、約 1 秒間かけて胸の上がるのを確認しながら 2 回吹込みを行います。

・シートやマスク等の感染防護具の使用が推奨されています。

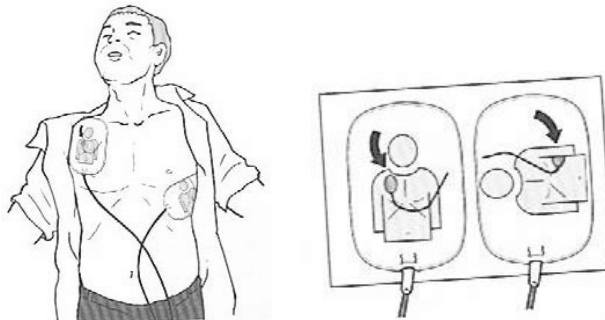
\*人工呼吸がためらわれる場合は省略も可能(胸骨圧迫が優先されるため)ですが、小児は低酸素血症が心停止の原因であることが多いため、可能な限り人工呼吸を行ってください。

#### 4. AED

・AED が現場に届いたら、速やかに使用の準備を開始します。AED の準備にあたって胸骨圧迫は休止しないこと。

・機種により蓋を開けると自動的に電源がつくものと、電源ボタンが別にあるものがあります。電源がついたら音声ガイドが始まります。

・電極パッドを胸の右上と左下(左脇)に貼り付けます。



・心電図の自動解析が始まりますので、音声ガイドの指示に従います。心電図解析中は胸骨圧迫を休止します。

・ショックの指示が出た場合、感電を防ぐため傷病者から離れるとともに、他の人が傷病者に触れていないことを確認します。安全確認後、ショックボタンを押して電気ショックを行います。ショック後は速やかに胸骨圧迫を再開します。

・ショック不要の指示が出た場合はそのまま胸骨圧迫を再開します。

・AED は 2 分おきに心電図解析を行います。救急隊に引き継ぐまで、上記の処置を継続します。

\* 意識・呼吸の回復がみられても再度心停止を起こす可能性が高いため、救急隊に引き継ぐまで電極パッドは貼り付けたままにします。

\* 小児用パッドがある場合、未就学児であればそちらを使用します。小学生以上は成人用パッドを使用します。

\* 体が濡れている場合はショック電流が体表を伝う可能性があるため、予め前胸部を拭いてください。

平成27年度

# 審判講習会資料

平成27年4月1日

一般財団法人 大阪陸上競技協会

日本陸連 全国競技運営責任者会議等

資料より抜萃